

○看護学生に対する松前奨学金規程

(制定 昭和51年1月8日)

改訂	昭和51年11月30日	昭和63年4月1日
	1992年4月1日	1993年4月1日
	2008年4月1日	2010年4月1日
	2019年4月1日	2010年4月1日
	2023年4月1日	

(目的)

第1条 東海大学建学の精神に立脚した，医学部附属病院機関の優秀な看護職員の養成に寄与することを目的とし，看護学生に対する松前奨学金（以下「奨学金」という。）制度について定める。

(奨学生)

第2条 この規程により，奨学金を受ける者を，看護学生に対する松前奨学生（以下「奨学生」という。）という。

2 奨学生は，医学部附属病院機関への就職を保障されるものではない。

(奨学生の資格)

第3条 看護学校（大学（大学院含む），短期大学，高等学校等の看護師及び助産師養成のための学校）に入学しようとする者又は在学中の者のうち，学業，人物ともに優れ，卒業直後に，医学部附属病院機関への就職意志があり，経済的支援を希望する者とする。ただし，東海大学を除く看護学校とする。

(奨学金の貸与額及び採用人数)

第4条 奨学金は，原則として，次のとおりとする。

- |            |             |
|------------|-------------|
| (1) 看護師コース | 月額 30,000 円 |
| (2) 助産師コース | 月額 30,000 円 |

2 採用人数は，毎年度，医学部附属病院機関の要員計画数及び奨学金予算の範囲内で決定するものとする。

(奨学金貸与期間及び時期)

第5条 奨学金は，第3条に定める看護学校入学時より修業年限終了時までとする。ただし，在学中の者を奨学生として採用した場合は，採用した年（その年の4月まで遡及できる）より修業年限までとする。

2 前項において，修業年限最終学年の10月以降に奨学生として採用した者の貸与期間は，当該学年の10月からの期間とする。

3 第1項及び第2項にかかわらず，特別な事由があると認めた場合は，入学年次まで遡って貸与することができる。

4 奨学金は，毎年度2回に分けて貸与する。

(奨学生の採用及び申請書類)

第6条 奨学生の採用は，理事長が決定する。

2 奨学生は，次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 連帯保証人及び連署した願書

- (2) 在学証明書又は入学許可書
- (3) 推薦書又はそれに代わるもの
- (4) 誓約書

3 連帯保証人は、父母兄弟又はこれに代わる者にして、独立の生計を営む者とし、いつでも本人と連絡可能な者で奨学生に関する一切の責任を負う者（奨学生の身元保証及び極度額を第4条第1号又は第2号の月額 of 貸与月数とする奨学金の返還義務等）でなければならない。

(決定通知)

第7条 採用を決定したときは、その旨を決定通知書で本人及び連帯保証人に通知する。

(奨学生の異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当するとき、連帯保証人と連署の上、直ちに届出なければならない。

- (1) 連帯保証人を変更したとき。
- (2) 本人又は連帯保証人の住所、氏名又はその他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の休止及び再開)

第9条 奨学生が、やむを得ない事由で休学した場合は、奨学金の貸与を休止する。ただし、復学した場合は、修業年限内に限り奨学金の貸与を再開する。

(奨学金の中止)

第10条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合は、奨学金の貸与を中止する。

- (1) 卒業年度に実施する専任看護職員採用試験への受験意志がなくなったとき。
- (2) 学業成績又は素行が不良となったと認められたとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) その他奨学金中止要件が生じたとき。

(奨学生の取消し)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合は、奨学生の取消しを行う。

- (1) 修業年限で卒業できなかったとき。
- (2) 転部科、退学、除籍により学籍を失ったとき。
- (3) 願書に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生は、卒業に伴い奨学金の貸与が終了した時は貸与総額を返還しなければならない。ただし、第13条第1項又は第14条第1項の適用を受ける場合は、この限りでない。

2 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、奨学金を当該事由に該当した日が属する年度末までに一括返還又は卒業後年2回4年以内で月額30,000円若しくは月額60,000円の額を9月及び3月に分割返還しなければならない。

- (1) 第10条の奨学金の中止事由に該当するとき。
- (2) 卒業年度に受験した看護師国家試験に不合格となったとき。
- (3) 医学部付属病院機関に専任看護職員として採用され、第13条の奨学金の返還猶予の適用を希望しなかったとき。
- (4) 卒業年度に実施した専任看護職員採用試験において不採用になったとき。

(5) 卒業年度に実施した専任看護職員採用試験を受験しなかったとき。

3 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、奨学金を当該事由に該当した日が属する月の翌月末までに一括返還しなければならない。

(1) 第11条の奨学金の取消事由に該当するときは、貸与総額を返還しなければならない。

(2) 医学部付属病院機関の専任看護職員として在職した期間が貸与期間に達する前に退職したとき、返還免除されなかった残額を返還しなければならない。

(奨学金の返還猶予)

第13条 奨学生が、卒業直後、医学部付属病院機関に専任看護職員として採用され、奨学金返還猶予を希望する場合は、願い出により、奨学金の返還を猶予することができる。

2 原則として、貸与期間と同じ在職期間を返還猶予期間とする。

(奨学金の返還免除)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、願い出により、奨学金の返還を免除することができる。

(1) 第4条第1号又は第2号の月額に在職した月数を乗じた金額を免除するものとする。

(2) 死亡、傷病疾病又はやむを得ない事由によって返還が著しく困難になったと認められるとき。

2 返還免除額は、第4条第1号又は第2号の月額に対し、在職した月数を乗じた金額を免除するものとする。

3 第1項第1号の在職期間には、病気休暇、産前休暇、産後休暇、育児休業、介護休業及び休職等の取得により、労務を提供できない期間を含めない。

4 第1項第2号に該当する場合は、本人又は相続人は、連帯保証人と連署の上、死亡によるときは、戸籍抄本、重度の身体障害又は疾病その他の障害によるときは、その事実及び程度を証する診断書、その他やむを得ない事由によるときは、返還不能の事情を証する書類を添付しなければならない。

(返還の強制)

第15条 6か月以上奨学金の返還を延滞したときは、民事訴訟法の定める強制執行の手続に従い、これに要した費用を含め、本人又は連帯保証人が支払わなければならない。

(奨学生であった者の届出)

第16条 奨学生が卒業又は学籍を離れたときは、速やかにその住所及び職業を届出なければならない。

2 奨学金返還完了以前に住所、氏名、職業及びその他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

3 奨学金返還完了以前に、届出た連帯保証人の住所、氏名、連帯保証人及びその他重要な事項に変更があったときには、直ちに届出なければならない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃に関する事務は、病院運営企画室が行う。

付 則

この規程は、昭和51年1月8日から施行する。

看護学生に対する松前奨学金規程(4300)

付 則 (2019 年 4 月 1 日)

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (2023 年 4 月 1 日)

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。